

# 判例叢見田口二郎

## ◎收用審査會の裁決に於ける理由を明示せざるの缺點

(昭和七年第二六四號、同十三年十月二十二日行政裁判所判決)

起業者大阪府知事は其の起業に係る大阪都市計畫事業大

阪奈良線道路改築工事に付て大正十五年六月十日内閣の認可を受け、昭和七年六月三日大阪府知事の收用土地細目公告を経て、原告H所有の大坂市住吉區平野京町三丁目三十番地三十九番地合併宅地三百八十二坪の内百八十坪五合四勺、原告M所有の同區平野元町五丁目二十六番地宅地五十一坪の内三十四坪九合一勺及同町四丁目十四番地宅地十八坪の内七坪三合六勺並に原告I所有の同區平野京町三

原告主張の要旨は第一、原告Hは其の所有に屬する、本件收用の前記土地に在る建物及附屬物件は之を移轉するところは從來用ひたる目的に供すること能はざるものであるから其の收用を請求した。即ち右物件は何れも建築後相當の年月を経し、本件土地が大坂市に編入された、より以前の建

物であつて、大正八年法律第三十七號市街地建築物法、同年勅令第四百三十八號市街地建築物法施行令、同年内務

省令第三十七號市街地建築物法施行規則等の適用を受くる前のものである。然るに本件土地が大正十四年四月大阪市域に編入せられた爲に市街地建築物法の適用を受くることとなつたので、今日之を他に移轉するとすれば右市街地建築物法の建築制限に依り從來用ひたる目的に供することができない、之を取毀ち他の用途に供するは格別、從來の如く住宅としては之を移轉すること能はざるや勿論である。故に原告は土地收用法第五十一條第二項の規定に基き右建物及其の附屬物件の收用を求むるものである。

然るに被告大阪府收用審査會は「地上物件に付ては實地に就き調査するに別紙の如き物件存在し其の構造、材料設備、數量並に現時に於ける勞賃、運搬費等より考慮するに被收用者の申立は過大なり其の額は主文記載の額を以て相當とす」と裁決し、原告の主張する地上物件收用に關する豫備的主張の部分に對してのみ裁決し該建物及附屬物件の收用に關する重要な主張事實に對する判断を遺脱したるは違法である。

尙本件土地收用の結果、收用地上に在る地上物件を移轉する爲本件建物北側間口十七間半、東側奥行十六間半、計三十四間の曲尺形の假辨を設くる必要がある。又本件土地收用及建物移轉の爲收用道路に沿ひ長さ二十間六分五厘の永久性に富む相當堅牢なる構造の牆壁を設置する必要があり更に又本件土地收用の結果道路に沿ひ長さ二十間六分五厘の排水溝を新設するを要するを以て、土地收用法第五十三條の規定に基き牆柵及溝渠の設置費用を請求したのに被告收用審査會は、本件地上物件は收用に因りて總て移轉するものなるを以て牆柵及溝渠を設置する必要なしとして之を排斥したるは違法である。

第二、原告は本件土地收用の結果收用地上に在る地上物件を移轉する爲平野元町五丁目二十六番地の建物に對しては北側間口四間三分、東西兩側奥行各八間五分、計二十一間三分の假辨を設くるを必要とし又平野元町四丁目十四番地の建物に對しては北側間口四間一分、東側奥行一間七分五厘、計五間八分五厘の假辨を設くるを要す、又此處には

土地の收用及建物移轉の爲に新設道路に沿ひ長さ四間三分の永久性に富む相當堅牢なる構造を有する牆壁を設置するを要するを以て土地收用法第五十三條の規定に基き之等施設費を要求したるに、被告は本件收用に因り收用地上に在る建物は總て移轉するものなるを以て牆壁の必要なしとして原告の要求を排斥したるは不當である。

### 第三、原告Iは本件土地收用の結果收用地上に在る地上

物件移轉の爲間口五間七分、東側奥行十二間、計十七間七分の假塀を設置する必要があり、又土地收用の結果道路に沿ひ長さ六間の排水溝を設置する必要あるを以て土地收用法第五十三條の規定に基き前記假塀及排水溝設置の費用を要求したるに、被告は本件收用に因り收用地上に在る建物は總て移轉するものだから右假塀及排水溝設置の必要なしとして原告の要求を排斥したるは不當である。

斯の如く被告收用審査會の裁決は甚しく原告等の権利を傷害し不法のものであるから本件裁決中前記列舉の違法なる部分は之を取消す旨の判決を求むと謂ふのである。

之に對する被告答辯の要旨は第一、原告Hに付ては其の所有家屋は相當の地を定めて移轉するならば住宅として毫も其の目的を變更することなく利用し得るものであるから被告が原告の申立を認めなかつたのは違法ではない。又裁決に當つては此の點に關する原告の主張理由なきものであるから之が説明を省略したものであつて判断を違脱したものではない。

假塀の設置は本件地上物件移轉に付ては道路構築の爲の空地に面してゐる關係上其の必要はない。又永久的牆壁設置に付ては残地地上移轉家屋以外の残存すべき家屋は舊大坂奈良線道路に面し移轉家屋とは何等關係のない別個の利用關係に立ち、收用前移轉家屋との間には兩者を隔絶すべき相當なる裝置があつたから本件收用に依り新なる裝置を必要としない。若し牆壁設置の要ありとすれば殘地を殘存家屋の敷地擴張の爲に取込み利用するの目的に出でたもので、收用に因つて必要を生じたるものと認め得ない。而して右殘地は家屋移轉に依り空地となり危險豫防を要する物

體は存在しないから前記の目的以外に於ては牆壁設置の必要はない。

現に原告は本件家屋移轉後殘地に於て道路上に臨み牆壁装置なく家屋を建築し現に使用しつゝある事實に徴するも其の必要なきこと明かである。

溝渠設置の點に付ては本件道路には相當の排水設備を施され沿道民有地よりの悪水雨水は容易に排出さるゝから溝渠の設置は其の必要がない。

第二、原告Mに付ては、假辨は地上物件移轉の際必要なものではなく、半永久的牆壁は從前の牆壁の移轉料を補償したのであるから之を移轉するを以て足り新に牆壁設置をするものでない。第三、原告Iに付ては假辨及排水溝設置の必要なきこと原告Hに付て述べたと同様で被告の之を認めなかつたのは相當である。斯の如く原告の主張は何れも理由がないから其の請求相立たずとの判決を求むと謂ふのである。

行政裁判所は原告の請求を排斥したのであるが、其の理由として示す處は大要左の通りである。

### 第一、原告Hに付ては、

(一) (イ) 本件建物は其の構造設備等に於て市街地建築物法、同法施行令及同法施行規則等の規定に依り之を他に移轉すること能はざるものと認むべき何等の理由もない。

(ロ) 被告は本件裁決書に於て起業者の申立として地上物件移轉料二千三百六十九圓四十七錢を掲げ、之に對する土地所有者たる原告申立の要旨として「本件建物は何れも大阪市編入前の建築に係り今日之を他に移轉せんとするは市街地建築物法の制限により從前用ひたる目的に供する能はざるを以て法第五十一條第二項の規定により損失補償七千九百三十二圓七十錢を以て收用を求む、右物件損失補償の主張にして理由なしとせば假定的主張として物件移轉料四千八百五十八圓六錢を要求す云々」と記載し、裁決理由に於ては「地上物件に付ては實地に就き調査するに別紙の如き物件存在し、其の構造、材料、設備、數量並に現時ニ於ける勞賃運搬費等より考慮するに被收用者の申立は過

大なり其の額は本文記載の額を以て相當とす」と説明せること、地上物件を收用すべきや否やは之が移轉料の決定に對し先決問題たること及係争地上物件は前段説明の如く土地收用法上其の所有者に於て收用を求め得べきものに非ざることを綜合考覈すれば「本件裁決ハ理由ヲ明示セザルノ缺點アリト雖、先づ土地收用法第五十一條第二項ノ規定ニ依リ係争建物及附屬物件ノ收用ヲ求ムル原告主張ヲ排斥スベキモノト斷定シ其ノ結果移轉料ノ多寡ニ付説明ヲ爲シタルモト解スルヲ相當トスベク、而モ此ノ如キ缺點アルノ故ノミヲ以テ裁決ヲ取消スノ理由ト爲スニ足ラズ。」

(三) 檢證の結果に依れば、本件收用殘地の地勢は南方の舊大阪奈良線道路に向つて傾斜を爲し、從つて收用殘地に於ける排水は概ね右道路に沿ひ從前より施設しある溝渠に依るものなるのみならず、收用殘地北側の新設道路に於ては道路管理者の設置せる完全な排水管及集水孔の設備あるを以て前記舊大阪奈良線道路に沿ふ溝渠に依り排水し難きものは右新設道路の公共排水設備に依り充分排水し得るものと認めらるゝに依り、原告に於て右新設道路に沿ひ新設を示さざるが故に此の點に關する原告の主張は之を採用し得ない。

(四) 檢證の結果に徴すれば原告所有地の内大阪奈良線

に排水溝を施設するの必要なきものと認める。

第二、原告Mに付ては、

(一) 原告は事實上假塀を設置したことの證據なきのみならず、法令上及事實上之を設置する必要ありと認むるに足る何等の根據又は事由を示さざるが故に此の點に關する主張は採用し難い。

(二) 牆壁は收用前同地に存在したる土塀高さ十尺ぐら  
り付一間一分及土塀高さ九尺三間三分を移轉するを以て足  
るべく、而して右土塀の移轉料は本件裁決に於て補償せら  
れたるものなるを以て、更に牆壁設置の費用を補償する必  
要なきものと認める。

第三、原告Iに付ては、

(一) 原告Mの物件移轉の爲の假塀に付判示したると同  
様の理由に依り其の主張を採用せず。

(二) 原告Hの收用殘地に於ける排水に付判示したと同  
様の理由に依り原告の主張は之を採用せず。

以上の通り争點が殆んど事實問題であるから、判示する  
處も主として事實認定の問題に關するものであるが、其の

中で「收用審査會ノ裁決ニ於テ土地所有者ノ申立ニ對シ判  
斷ノ理由ヲ明示セザリシ缺點アリトスルモ右缺點アルノ故  
ノミヲ以テ裁決ヲ取消スノ理由ト爲スニ足ラズ」と謂ふ判  
旨は法律問題として注意すべき事柄であると思ふ。

土地收用法第四十四條は「裁決ハ文書ヲ以テ之ヲ爲シ其  
ノ理由ヲ附シ會長之ニ署名捺印スヘシ」と定むるのみで、  
裁決書記載事項を、民事訴訟法第百九十一條が判決記載事  
項に付て定むるが如くに詳細に規定して居らない。

然しながら理由を附しとある以上は必ず主文がなければ  
ならず、主文には裁決事項たる、收用又は使用すべき土地  
の區域、損失の補償、收用の時期又は使用の時期、期間(法  
第三十五條)を明示せねばならぬのは當然である。然から  
ば裁決に此の理由を缺いた場合の效力如何と謂へば、民事  
訴訟法が、判決に理由を附せず又は理由に齟齬あるときは  
其の判決は常に法令に違背したものとして、上告理由と爲  
してゐる(民事訴訟法第三百九十四條及第三百九十五條)のと  
異り、土地收用法に於ては斯る規定を存しない。けれども

前記の如く土地收用法が裁決に理由を附すべきことを要求してゐる所以のものは、其の裁決の因て来る處を明かにして、收用審査會の恣意的措置を防遏すると共に裁決の公正は保持せんとするに外ならないのである。従つて此の規定を收用審査會に對する單なる訓示的規定ではなくして、之が欠缺は裁決の效力に影響を來すものと解さねばならぬ。

い。

而して此の理由を如何なる程度に記載すべきかは、困難な問題であるけれども畢竟右に述べた理由を要求する法意に照らし、之に適合する程度に記載すべきものと考へるの外はない。行政裁判所は嘗て、裁決書中理由説明として關係人の意見に付一々説明判断を與へずとも其の意見が理由なきものである以上裁決の效力に影響なしとの趣旨の判決（大正一一・二・二三宣告）をしたことがあるが、相當疑はしい。關係人の主張を排斥するが爲には其の主張の理由なきことを説明するのが裁決の公正を保持する所以ではあるまいか。

本件に付て判決の謂ふ處を觀ると、收用審査會の裁決は全然理由を缺如したのではなく、説明不充分であるか若は其の方法の拙劣であつたと謂ふことに歸するものゝ様であるが、理由の缺如のみでは常に裁決は違法とならないものと解される處があるのであるまい。

### ◎所有者の立會なき土地調書の違法

#### と裁決に及ぼす影響

（昭和二年第一七九號、同十三年十二月二十二日行政裁判所判決）

原告は、土地收用法第二十條及第二十一條に依れば起業者が收用すべき土地に立入り土地物件の調査を爲す際は、必ず土地所有者を立會はしめ以て土地物件に關する調書を作成すべきものなるに、本件に於て起業者は土地所有者たる原告の立會を求むることなく土地調書を作成したるを以て本件裁決は違法にして取消さるべきものなり、と主張するも「假ニ土地調書作成ノ手續ニ原告主張ノ如キ違法アリトスルモ、右調書ガ土地收用法第二十一條第三項ニ規定セ

ル效力ヲ認メラレザルニ止マリ、此ノ違法ノミヲ以テ收用審査會ノ裁決ヲ取消スノ理由ト爲スヲ得ザルコトハ當裁判所ノ大正十四年三月三十一日宣告同十三年第四號事件及昭和五年二月二十日宣告同三年第一八九號事件等ノ判決ノ示ス所ノ如クナルヲ以テ」原告の主張は理由なし。

判旨正當と思ふ。法第二十一條第一項及第二項の規定に違反して作成された調書は勿論違法である。從つて其の調書が無効であることも亦當然であらう。だが茲に無効と謂ふのは其の調書が同條第三項に定むる效力即ち調書の記載事項に對して、起業者、土地所有者及關係人が異議を述べることを得ずと謂ふ效力を有せざるに止まる。

調書が無効である場合には當事者は其の記載事項に付て異議を述べることが出来るけれども、其の記載事項が眞實であるならば此の調書に基いて爲された裁決は、其の爲に無効となるものではない。

行政裁判所は從來から此の見解に依つてゐるのであつて右判旨中に引用された大正十四年三月三十一日の判決は、

「土地物件調書ハ單ニ證據保全ノ爲作成スルモノナルヲ以テ、假ニ調書作成ノ手續ニ違法ノ點アリトスルモ其ノ調書ノ證據力ヲ争フハ格別、之ノミヲ以テ收用審査會ノ裁決ヲ直ニ違法ナリト謂フヲ得ズ」と謂つて居り、昭和五年二月二十日のそれは「土地收用法第二十一條第二項ニ依ル立會及調書ノ作成ニ違法アル調書ハ同條第三項ニ規定セル效力ヲ認メラレザルニ止マリ、之ガ爲ニ土地收用ノ裁決ヲ違法ナリト爲スヲ得ズ」と判示してゐる。

従つて、無効の調書の記載事項が眞實でないと異議を述べる者がある場合に、他の證據に依つて、それが眞實であることを確定せずして、其の調書に基いて爲された裁決は違法であり取消されべきものであつて、此の點に關して行政裁判所は「收用審査會ガ無効ノ土地物件調書ニ基キ收用スペキ土地物件ヲ決定シ其ノ調書ノ記載ガ眞實ニ反スルコトヲ申立テタル土地所有者ノ意見アルニ拘ラズ、事實ノ審査ヲ遂ゲズシテ爲シタル裁決ハ違法ナリ」（昭和五・四・一四宣告）と謂つてゐる。

尙本件に於て、原告が收用殘地は袋地同様となり價格が減少したのであるから其の損失補償を爲すべきものであるに拘らず、被告は裁決に於て單に通路開設費として五百圓の補償を認めたのみで、右殘地の價格減少に對する損失補償を認めなかつたのは違法である、と主張したのに對して「右殘地ハ本件收用前ニ於テハ專ラ新宿三丁目五十三番ノ二ノ宅地ヲ横斷スル三筋ノ狭キ通路ニ依リ府立第六中學校前通ノ道路ニ通ジ居リタルモノナル處本件收用ノ結果右通路ニ依リテハ外部ト交通スルコト能ハザルニ至リタルモ、右殘地周圍ノ狀況ニ照シ且乙第六號證（東京控訴院第六民事部判決）ノ判示ニ徴スルニ右殘地ニ於テ甲州街道ニ向テ新ニ通路ガ開設セラル、トキハ該殘地ノ利用價值ハ本件收用前ニ比シ毫モ減少セズ、從テ其ノ價格モ亦低減セザルモノト認ムルヲ相當トス、從テ右殘地ニ關シ通路施設費ガ補償セラルル以上更ニ右殘地ノ價格減少ニ因ル損失ノ補償ヲ爲ス必要ナキモノト認ム」と判示した。

土地收用法第四十九條に規定する所謂殘地補償も、同第

五十三條に定むる工作費補償も、共に廣義に於ては殘地に生ずる損失の補償に外ならないが、土地の一部が收用又は使用せられた場合に常に此の兩法條に基く補償が爲されるものではない。殘地に付て從來の利用價值を維持する爲に工作物の施設を必要とする場合に、其の工作物の施設に要する經費を補償するのが謂ふまでもなく工作費補償であつて、此の場合當該工作物の設置に依り殘地が其の利用價值を保ち、其の土地の經濟的價值を減少することがないならば、所謂殘地補償の必要はないのである。つまり、殘地の經濟的價值が減少を來し、工作物を設置することに依つてはそれを防止し得ない場合に於て、其處に所謂殘地補償の問題が生ずる。

若し、通路の開設に依つて殘地の利用價值が本件收用前に比し毫も減少せず、と謂ふ行政裁判所の認定にして誤がないならば、通路施設費の補償の外に殘地の損失補償を要せずとする判旨は正しいものと謂ふべきであらう。

開設するには、借地權の買收費、建物取扱費、占有者の退去料、營業補償金及通路開設工事費等の補償を必要とするに拘らず、被告收用審查會は、之等の内單に通路開設工事費のみの補償を認め、其の他の補償金を認めなかつたのは不當であると主張したのに對しては、

「原告ハ收用審查會ニ提出シタル意見書ニ於テ、本件收用ニ因リ殘地ガ袋地トナリ從來享受セル道路使用ノ利益ヲ剝奪セラルニ依リ、之ガ施設補償金トシテ一萬三千五百圓ヲ要求シ、被告ハ、殘地ヘ相當面積ヲ有シ之ニ通ズル通路ノ施設ヲ爲スニ於テハ別段其ノ價值ヲ減少スルモノトハ認メ難キヲ以テ通路施設ニ因ル損失トシテ金五百圓ヲ補償スルヲ相當ト」認めたのであるから、結局原告の主張は、

通路を開設するには純工事費の外借地權買收費、營業補償費等に金がかかるから五百圓では不足である、と謂ふに歸するのである。従つて收用審查會の裁決中補償金額の決定に對して不服を申立るものに外ならないから、通常裁判所に出訴すべき事項であり、行政訴訟の提起を許さないものと觀ねばなるまい。判旨は此の點に關しても正當であらう

と思ふ。

如キ通路施設ニ必要ナル以上借地權買收費、營業補償金等

ヲモ總テ包含スルモノト解セザルベカラズ、然ラバ通路開設工事費ノミニ付補償ノ裁決ヲ爲シタリトスル原告ノ主張ハ採用スルヲ得ズ」と判示してゐる。

法第五十三條の所謂工作費補償は、通路、溝渠等の工作物の新設、改築、増築又は修繕に於ける材料費及勞力費のみの補償を指すものではなく、當該工作物施設に要する一切の費用を包含するものである。而して收用審査會も此の

◎土地收用損失補償に於ける「相當の價格」及「通常受くべき損失」の意義

(昭和九年(ワ)第一九〇八號、同十三年十二月十九日大阪地方裁判所判決)

「土地收用法第四十八條ニ依リ補償ナルベキ相當價格トハ客觀的交換價格ヲ意味シ、而モ其ノ價格ノ決定ハ事物通常ノ合理的利用方法ニ依ル價格ヲ以テ其ノ標準ト爲スヲ相

當トシ、一時的ニ生ジタル特別事情ニ基ク暫定的利用方法

ニ依ル價值ノ如キハ之ヲ標準ト爲スベキニ非ズ。

又同法第五十四條ニ依リ賠償セラルベキ通常受クベキ損失トハ、通常ノ事情ノ下ニ於テ被收用者ガ客觀的ニ受クベキモノト思考セラル、損失ヲ指稱スルモノニシテ、異常ナル利用方法ニ依リ擧げ得タル利益ノ喪失ノ如キハ之ヲ包含

セザルモノト解スルヲ相當トス。

收用地の地上權者たる原告は、其の土地が大阪市の目抜の場所であり、そこに所有する二棟の建物の北面側壁は何

れも阪急電鐵大阪終點に直面してゐる關係上該壁を廣告用に使用し、月金二百五十圓の収益を擧げてゐたので、斯る場所的關係に於て斯の如き利用方法は事物自然の理法に從ふものであるから、此の収益を地上權價格算定の資料となすべきであり、若し然らずとするも右建物の移轉に因り此の収益を喪失したのであるから、土地收用法第五十四條に依り其の損失補償を求むと主張したが、裁判所は上記の通りの判旨を以て之を退けた。

尙判示中に説く處を見ると、原告の主張に依れば、本件建物二棟の北面壁は何れも阪急電鐵大阪終點に直面してゐるので右壁を廣告用に利用してゐたと謂ふのであるから右壁は其の北部方面たる阪急電鐵大阪終點方面から見透し得ることを前提としてゐるものと謂はねばならない。

然るに本件建物二棟は其の北側に、元曾根崎警察署跡の空地があり、其の北側に市電軌道を通じたる東西に走る道路を隔てゝ阪急電鐵大阪驛終點に面するものであつて、右の空地に曾根崎警察署並に其の隣接家屋が存在してゐた當

時は之等家屋に妨げられて、阪急電鐵大阪終點方面から本件建物の北面壁を見透し得なかつたが、警察署が他に立退き又御堂筋（阪急電車大阪終點前より南に走る道路）擴張工事の爲漸く之を見透し得る様になつたので、昭和七年頃から右北面壁を廣告用に利用するに至つたものである。而して本件土地の所在は大阪市中交通頻繁な樞要商業地區であるから、永く空地のまゝ放任されると謂ふ様なことは特別の事情なき限り肯認し難く、右空地には相當の工作物の建設さるべきことは容易に豫想し得べき處であり又斯る工作物が設置さるゝならば右の北面壁は之を見透し得なくなることも看易い理である。

左れば右北面壁の利用は御堂筋擴張工事の爲に生じたる特別事情に基く暫定的のもので、本件家屋の通常の使用方法に非ずと謂はねばならない。従つて斯る利用方法に因る價值は法第四十八條の相當價格算定の基礎となり得ざるは勿論、其の喪失を以て法第五十四條に所謂通常受くべき損失とも斷じ難い。と謂ふのである。

所謂相當の價格が客觀的交換價格を意味するものであり、若しそれを賣買の目的とした場合には社會一般の買主が當然支拂はねばならないと認められる價格であることは明かであるが、實際問題として如何なる標準に依り之を決定すべきは、相當困難なことである。けれども特別な事情に依る一時的利用の價格の如きは其の物に内在する本來の價值ではないから之が算定の標準とならないとするのは正しいであらう。

通常受くべき損失の意義に付ては行政裁判所も「土地收用法第五十四條ニ所謂通常受クベキ損失トハ、通常ノ事情ニ基ク損失ヲ謂フモノニシテ、特別ノ事情ニ基ク損失ハ同條ニ依リ補償スベキ限ニ在ラズ」（大正一三・二・二八宣告）と謂つてゐるが、之は當然のことと述べてゐるに過ぎないのであつて、之だけでは實際上通常受くべき損失の範圍を決定することは極めて困難である。嘗て行政裁判所は「通常受クベキ損失ナリヤ否ヤハ其ノ損失ガ收用ノ爲通常ノ場合ニ於テ生ズベキ性質ノモノナリヤ否ヤニ依リ決スベキモノ

ニシテ、土地所有者ガ其ノ土地ヲ利用スル方法ノ通常ナリヤ特殊ナリヤニ依リ決スベキモノニ非ズ」（大正三・五・六宣告）と謂つてゐるが、之と比較して見ると、北面壁の利用方法が異常のものであるから其の利益の喪失は通常受くべき損失でないとする本件判旨は考へ方に於て之と稍々異つてゐるものがある様にも見える。

之を行政裁判所流に考へたら、假令其の壁の利用方法は御堂筋道路の擴張に基き可能となつたもので、一時的のものであつたとしても、現に斯る利用に依り利益を享受してゐたのが、收用に依つて之を失つたのであるから、其の損失は壁を斯る方法で利用してゐる場合には收用の爲通常受くべき性質のものである、と謂ふ様になりはしないであらうか。尤も暫定的の利用に過ぎないと謂ふのだから其の損失を見積るにしても或る程度の期間に限られることにはなるであらう。

### 惠澤莊

東北奥羽線湯澤驛に下車して東北約一里半、國道に沿ふて岩崎町なる小邑がある。これは水野會長の郷里である。

此地昔は佐竹侯支藩の所在地で一城下であつたが、明治維新の際佐竹子爵家秋田椿臺より移封せられて、居を定められた。地は風光明媚秋田富士と稱せらるゝ鳥海山はその前面に屹立し、皆瀬川は町の脚下を流れ、山翠水蒼の間に在る一仙郷である。此處に地を相して會長は別荘を造られ、惠澤莊と稱せらる。